

# ペイオフ | 質問箱

## ペイオフって何ですか？

万一金融機関が破綻しても預金が保護される預金保険制度です。

万一、金融機関が破綻した場合、その金融機関に預けている預金を合計して、そのうちの元本1千万円と利息が預金保険制度により保護されます。また、1千万円を超える部分についても、概算払い率として破綻した金融機関の清算見込み額(余力)に応じて払い戻しされます。(会社や団体名義の預金についても同じです)

## どのような預金が保険の対象になっていますか？

当座預金、普通預金、定期預金等です。

当座預金、普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、元本補てん契約のある金銭信託等が対象です。外貨預金は対象外です。

りゆうぎんの取り扱う金銭信託は保険の対象商品です。

## いつからはじまるのですか？

平成14年4月1日から段階的に始まります。

平成14年4月1日からです。それまでは、政府の特別措置により預金は全額保護されていますので、元金が1千万を超えていても心配はありません。さらに普通預金や当座預金等は平成15年3月まで全額保護されます。

		平成14年3月末まで	平成14年4月～平成15年3月末	平成15年4月以降
預金保険制度の対象預金等	普通預金等(注1)	全額保護	元金1千万円とその利息を保護	
	定期預金等(注2)			
預金保険制度の対象外の預金等(外貨預金等)		保護対象外		

(注1)普通預金、当座預金等の決済性預金(主として決済のために用いられる預金)が該当します。  
(注2)定期預金、元本補てん契約のある金銭信託等が該当します。



## 預金者としてどのような対策が必要ですか？

安心できる金融機関をお選びください。

「ペイオフ」は、お取引をしている金融機関が破綻した場合の取扱方法です。そのためペイオフ対策としては、安心できる金融機関を選ぶことが重要になります。当行は、不良債権の処理を進め経営の健全化に取り組んできました結果、平成13年3月期(年度決算)は当行史上最高の51億円、平成13年9月期(中間決算)も19億円の当期利益を計上しました。したがって、「ペイオフ」の適用はないものと確信しておりますので、安心してお取引をご継続ください。自己資本比率のページもご覧ください。

## ペイオフ対策としてどのような商品があるのですか？

「投資信託」と「国債」が人気です。

当行では、国債のほか、平成12年4月より全店で投資信託の窓口販売を開始しました。投資信託は県内金融機関最多の17銘柄を品揃えしており、お客様の幅広い資産運用ニーズにお応えできるようしています。

投資信託(投信)と国債は「顧客資産」として分別保管されるので「ペイオフ」対策商品の一つとして、最近人気が高まっています。

